

平成29年12月相模原市教育委員会定例会

日 時 平成29年12月8日(金曜日)午後2時30分から午後3時05分まで

場 所 相模原市役所 教育委員会室

日 程

1. 開 会

2. 会議録署名者の決定

3. 議 事

日程第 1 (議案第71号) 相模原市一般職の常勤代替教諭等の勤務条件に関する規則の一部を改正する規則について(学校教育部)

日程第 2 (議案第72号) 相模原市社会教育委員の人事について(生涯学習部)

日程第 3 (議案第73号) 相模原市市長等常勤の特別職の給与に関する条例の一部を改正する条例について(教育局)

4. 閉 会

出席者(5名)

教 育 長 野 村 謙 一

教育長職務代理者 永 井 博

委 員 大 山 宣 秀

委 員 永 井 廣 子

委 員 平 岩 夏 木

説明のために出席した者

教 育 局 長 笹 野 章 央 教育環境部長 渡 辺 志寿代

学 校 教 育 部 長 奥 村 仁 生涯学習部長 長谷川 伸

教 育 局 参 事 兼 大 用 靖 教育総務室担当課長 岡 本 達 彦
教 育 総 務 室 長 (人事給与班)

教 育 総 務 室 担 当 課 長 江 野 学 教育総務室副主幹 野 崎 順 子
(総務企画班)

教職員給与厚生課長 佐 野 強 史 教職員給与厚生課 山 口 幸 司
担 当 課 長

教職員給与厚生課 主 査	木 林 寿 康	生涯学習部参事兼 生涯学習課長	藤 田 知 正
生涯学習課担当課長	島 田 欣 一		
事務局職員出席者 教育総務室主任	島 崎 順 崇	教育総務室主任	齋 藤 竜 太

開 会

野村教育長 ただいまから、相模原市教育委員会 1 2 月定例会を開催いたします。

本日の出席は 5 名で、定足数に達しております。

本日の会議録署名につきましては、永井廣子委員と平岩委員を指名いたします。

相模原市一般職の常勤代替教諭等の勤務条件に関する規則の一部を改正する規則について

野村教育長 それでは、これより日程に入ります。

日程 1、議案第 7 1 号「相模原市一般職の常勤代替教諭等の勤務条件に関する規則の一部を改正する規則について」を議題といたします。

事務局より説明をいたします。

奥村学校教育部長 議案第 7 1 号につきまして、ご説明申し上げます。

本議案は、常勤代替教諭及び常勤代替事務職員の傷病休暇等の取扱いに係る規定を整理いたしたく、相模原市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第 2 条第 1 項第 7 号の規定により、提案するものでございます。

恐れ入りますが、議案とは別に配付しました、資料 2 をご覧いただきたいと存じます。

改正の主な内容についてでございますが、はじめに、1 の傷病休暇取得時の有給・無給の取扱いについてでございます。常勤代替教諭及び常勤代替事務職員の傷病休暇につきましては、規則において 10 日取得することができることを規定しております。さらに、実際の運用に当たりましては、10 日うち、3 日を有給、7 日を無給としてございますが、この有給・無給に係る運用につきまして、今回の改正により規則に明確化するものでございます。

次に、2 の傷病休暇の特例についてでございます。常勤代替教諭及び常勤代替事務職員が生理時に就業が著しく困難な場合において、傷病休暇として休暇を取得することができますが、常勤代替教諭及び常勤代替事務職員が取得できる傷病休暇は年度内の通算で、10 日までとなっていることから、10 日を超えた場合において、生理時の就業が著しく困難な場合の休暇の取扱いについて規則に明確化するものでございます。

なお、規定に当たりましては、本市の正規職員が生理時の就業が著しく困難な場合の休暇を生理休暇としてではなく、傷病休暇として対応していることから常勤代替教諭及び常

勤代替事務職員においても傷病休暇とし、具体的には傷病休暇の未使用日数に限らず、特例として傷病休暇を取得できるように規定するものでございます。

最後に、本規則の施行期日についてでございますが、平成30年1月1日とするものでございます。

以上で、議案第71号の説明を終わらせていただきます。よろしくご決定くださいますようお願い申し上げます。

野村教育長 説明が終わりました。これより質疑、ご意見等がございましたらお願いをいたします。

大山委員 規則を改正する背景として、内部監査や自己点検、あるいは外部からの指摘などがあって、それがきっかけになったのでしょうか。背景や理由についてお伺いしたいと思います。

佐野教職員給与厚生課長 今年度の4月に行われた神奈川県からの権限委譲にあたり、神奈川県時代の勤務条件をなるべく引き継ぐような形で、規則を整備したところでございまして、今回、提案をした部分につきましては、これまで傷病休暇10日間のうち3日間を有給、7日間を無給という形で運用をしていたところでございます。

そうした中で、お配りした資料1の裏面をご覧いただきたいと思いますが、例えば、傷病休暇の有給、無給の判断につきましては規則の第12条に規定がされておりまして、同条第3項において傷病休暇の申請、日数の算定、手続等の取扱いについては、勤務条件規則の適応を受ける学校職員の例によるとなっております。実際に、学校職員の例によるということは、正規職員の例によるということになり、我々、正規職員につきましては、傷病休暇については有給と規定がされております。

こうしたことから、実際の運用と今回、規則に書かれている内容が不正確な部分がありましたので、今回、改めて規則を見直しまして、有給・無給の規定等を明確化するものでございます。

大山委員 自主点検ということでも理解してよろしいですね。

野村教育長 今回の改正は自ら発議するものでして、外部からの指摘や国等からの要請で実施するものではございません。本件はこれまで運用でやっていたことを明確に規則で規定するもので、実態は変わらないというものであります。よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

野村教育長 では、他に質疑、ご意見がありませんので、これより採決を行います。

議案第71号「相模原市一般職の常勤代替教諭等の勤務条件に関する規則の一部を改正する規則について」を原案どおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

野村教育長 ご異議ございませんので、議案第71号は可決されました。

相模原市社会教育委員の人事について

野村教育長 では、次に日程2、議案第72号「相模原市社会教育委員の人事について」を議題といたします。

事務局より説明をいたします。

長谷川生涯学習部長 議案第72号につきまして、ご説明申し上げます。

本議案は議案の裏面にございますように、相模原市社会教育委員の任期満了に伴い、委員15名を委嘱することが必要なため、提案をするものでございます。

はじめに、社会教育委員について簡単にご説明をさせていただきます。

2枚目の裏面にございます、議案第72号、参考資料をご覧ください。

社会教育委員は、社会教育に関する事項について、教育委員会の諮問に応じて意見を述べること等を職務としております。委員の定数は15人以内で、構成は記載のとおりでございます。任期は2年となっております。

続きまして、委員候補者につきましてご説明いたします。2枚目、表面の委員名簿をご覧ください。

はじめに、佐藤正文氏でございますが、相模原市立小学校長会からご推薦をいただいております。現在、藤野北小学校の校長で2期目となります。守屋和幸氏でございますが、相模原市立中学校長会からご推薦をいただいております。現在、中沢中学校の校長で、2期目でございます。金子友枝氏でございますが、相模原市文化協会からご推薦をいただいております。現在同協会の副会長で2期目でございます。神谷昌義氏でございますが、相模原市立小中学校PTA連絡協議会からご推薦をいただいております。現在同協議会の会長で、2期目でございます。渡邊亮氏でございますが、相模原市公民館連絡協議会からご推薦をいただいております。現在同協議会の会長で2期目でございます。安西信行氏でございますが、相模原市青少年関係団体連絡会からご推薦をいただいております。現在、相模原市子ども会育成連絡協議会の事務局長で2期目でございます。古田政子氏でございますが、子育て親育ち応援団With.cfcからご推薦をいただいております。同団体の副代表兼事務局長で5期目でご

ざいます。大橋千景氏でございますが、虹のおはなし会からご推薦をいただいております、現在同会の代表で3期目でございます。石川利江氏でございますが、桜美林大学の教授で2期目でございます。牧野修也氏でございますが、神奈川大学及び國學院大学の非常勤講師で2期目でございます。古矢鉄矢氏でございますが、公益社団法人相模原・町田大学地域コンソーシアムからご推薦をいただいております、同法人の事務局長で4期目でございます。小林政美氏でございますが、特定非営利活動法人男女共同参画さがみはらからご推薦をいただいております、同法人の副代表で1期目でございます。

植松正博氏と青木智野氏の2名でございますが、委員の公募に応募された市民でございます。全員で4名の方からご応募がございました中から、選考委員会におきまして、2名を選考させていただいたものでございます。

1人目の植松正博氏でございますが、現在、大学研究員として主にICTを活用した地域活性化の研究に従事されているほか、市民やNPO団体への啓発や人材育成事業を実践する団体に属されている方でございます。

2人目の青木智野氏でございますが、現在、大野南地区民生委員・児童委員協議会会長及び南区地域福祉交流ラウンジ運営委員会の委員長をされており、地域の社会福祉や社会教育に熱心に取り組まれている方でございます。

次に、藤井智氏でございますが、教育委員会が特に必要と認める者として、委員に選出するものでございます。藤井氏は現在、特定非営利活動法人文化学習協同ネットワークの常務理事で、さがみはら若者サポートステーションの総括コーディネーターとして、ひきこもりなどの自立に悩む若者の支援に携わっている方で、3期目でございます。

任期は、いずれも平成30年1月11日から平成32年1月10日まででございます。

以上で、議案第72号の説明を終わらせていただきます。よろしくご決定くださいますようお願い申し上げます。

野村教育長 説明が終わりました。この件につきまして、質疑、ご意見等がございましたらお願いいたします。

大山委員 確認ですが、任期満了に伴い新たに委員を委嘱するということですね。

また、教育委員会が特に必要と認める者として委嘱する目的というのは何でしょうか。
藤田生涯学習部参事 任期の関係でございますけれども、これまでの委員の任期が1月10日で満了となりますので、1月11日から新たに2年の委嘱を行うものでございます。

それから、教育委員会が特に必要と認める者というところでは、現在、社会教育委員に

は本市の社会教育のあり方等の研究等を担っていただいております、その中で特に若者の孤立ですとか居場所というところで、本市の実態について非常にお詳しい方ということで、人権講演会等でもお呼びして、ご講義をいただいたりしております。

そういったこともございまして、実態をいろいろ分析したり研究していただくにあたり、必要な方と判断し、委嘱するものでございます。

野村教育長 よろしいでしょうか。他にはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(「はい」との声あり)

野村教育長 それでは、他に質疑、ご意見がございませんので、これより採決を行います。

議案第72号「相模原市社会教育委員の人事について」を原案どおり決めるにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

野村教育長 ご異議ございませんので、議案第67号は可決されました。

相模原市市長等常勤の特別職の給与に関する条例の一部を改正する条例について

野村教育長 次に、日程3、議案第73号「相模原市市長等常勤の特別職の給与に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

事務局より説明をいたします。

大用教育総務室長 議案第73号につきまして、ご説明申し上げます。

本議案は、国の特別職の職員に対する期末手当並びに本市の一般職の職員に対する期末手当及び勤勉手当の支給割合等を勘案し、教育長を含む市長等常勤の特別職の期末手当の支給割合を改定するため、相模原市市長等常勤の特別職の給与に関する条例の一部を改正するに当たりまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により市長から意見を求められたためこれに同意いたしたく、提案をするものでございます。

それでは、1枚おめくりいただきまして、議案第73号関係資料をご覧いただきたいと存じます。

1の改正の内容についてでございますが、教育長を含む市長等の常勤の特別職の期末手当の支給割合を年間、3.25月から3.3月に0.05月、引き上げる改定を行うものでございます。

2の施行期日についてでございますが、平成30年1月1日を本条例の施行期日とし、平成30年度以降の期末手当の支給割合に関する規定につきましては、平成30年4月1日

から施行、平成29年度の期末手当の支給割合に関する規定につきましては、平成29年12月1日から適応するものでございます。

次に、関係資料の中段の表にございます改定後の6月期、12月期の支給割合が上段と下段で相違があることについて、ご説明申し上げます。

まず、上段につきましては、平成29年度の支給割合でございます。下段につきましては、平成30年度以降の支給割合でございます。下段の平成30年度以降につきましては、6月期に0.025月分、12月期にも同じく0.025月分、あわせて0.05月分、引き上げる改定になってございますが、平成29年度につきましては、6月期は既に支給が済んでいることに伴いまして、全て12月期で調整がされるということで支給割合が変わってございます。

なお、参考ですが国の特別職につきましても、期末手当の支給割合を0.05月引き上げる改定が行われ、本市の一般職の職員につきましては、期末手当及び勤勉手当の支給割合を0.1月引き上げる改定が行われる予定でございます。

以上で、議案第73号の説明を終わらせていただきます。よろしくご決定くださいますようお願い申し上げます。

野村教育長 説明が終わりました。この件について、ご意見等があればお願いいたします。

永井（廣）委員 わからないので教えていただきたいのですが、通常6月期や12月期の支払いがいつ行われるのでしょうか。

大用教育総務室長 支払いの時期につきましては、6月や12月の中旬に支払われているのが通常でございます。

永井（廣）委員 平成29年の12月1日から適応をするということは、今月分から適応したいということで、この時期に出てきているということですね。

野村教育長 そのとおりです。他にございますか。よろしいでしょうか。

（「はい」との声あり）

野村教育長 では、他に質疑、ご意見がございませんので、採決を行います。

議案第73号「相模原市市長等常勤の特別職の給与に関する条例の一部を改正する条例について」を原案どおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

野村教育長 では、ご異議がございませんので、議案第73号は可決されました。

審議案件については以上になります。

野村教育長 それでは、前回の定例会から今日までの私の活動内容の主なものをお話させていただきます。

11月の中旬にはPTAの役員の方々と市長と私、それから教育委員会事務局の幹部との懇談会がありました。この場で現在本市が取り組んでいる、子どもたちへの支援事業の概要や学力の保障に関して今後取り組んでいく事業内容、また、教育環境整備に対する今後の取組の考え方などを市長と私から話をするとともに、PTAの方からもいろいろな意見を頂いたところです。

それから、11月21日から市議会の12月定例会議が始まっております。現在は各党の代表質問が終わっている状況で今後、各議員から一般質問が出されることとなります。

こうした中で、代表質問の中で大きな議題となりましたのは、皆様にもご説明いたしました、来年度から施行する給付型の奨学金の条例についてでございます。非常に議会としても、全体としては高い評価をいただきました。

一方で、今後、国等でもいろいろな取組が進んでまいりますので、常に見直しを行い、より優れた制度とするようにと意見を頂いたところです。

また、これも委員の皆様にもご説明してまいりました、淵野辺駅南口周辺の公共施設の再整備計画について、11月下旬に議会の全員協議会において資料とともに現在の進捗状況、今後の進め方等について説明をしたところであります。この件につきましては、非常に多様な意見、質問が出ました。大きな考え方として、再整備そのものについては大きな異論はありませんでした。また、民間の手法を新たに使うということでの、そうしたことについての評価は受けたところです。

一方で、施設利用者や市民の声をよく聞くことが大事だろうという意見がかなり出ました。例えば、交通公園を利用する方の声等も慎重に聞いて進められることが望ましいといったものや、図書館についても機能やあるべき姿についてよく利用者の声を聞いて作り上げてほしいという主旨のご意見をいただきました。また、早急に進めるのはいかがであろうかといったご意見もいただいたところです。

このことにつきましては、まず市民の意見を聞く機会として、ここでワークショップの開催を始めたところでございます。これは図書館が中心になって公募制で40人の定員の中で参加者を募り、今の施設の機能のあり方や公園や各施設を実際に見ていただき、ご協議をいただく形で実施しているものになります。

また、それとは別に多くの市民の方から基本計画案についての意見を頂戴するため、パ

ブリックコメントも実施しております。

これらの結果については、随時皆さんにも報告させていただきたいと思います。

次に、11月下旬に来年度の予算編成に向けて、校長会と教育委員会で意見交換を行いました。市の財政が非常に厳しい中でありますが、校長会の方からは学校に関する教育予算について、更なる確保を強く求められたところです。教育委員会としても、財政当局と何度も折衝を重ねてきており、少しでも多くの教育予算を確保するために取り組んでいる状況をお話させていただきました。あわせて、次年度から新たに始まる給付型奨学金のお話や学力の保障に関する様々な取組を進めていくということについても説明したところがあります。

主なものとしては以上でございます。

それから、一昨日は根小屋小学校で研究発表授業がありまして、職務代理と永井廣子委員にも見ていただいたところですが、どうでしたか。感想などお話しいただけますか。

永井（博）委員 年間、何校か授業を見る機会がありますが、その中でもとても素晴らしい授業を見ることができたと思います。新しい学習指導要領の趣旨に則った研究でしたが、そういう観点でいうとかなり具現化された質の高い授業だったような気がします。

野村教育長 ありがとうございます。永井廣子委員はどうですか。

永井（廣）委員 子どもたちが1年生からきちんと話ができていて、日々の積み重ねによって6年生になったらこんなにすばらしく実を結ぶんだということがすごくよくわかりました。日頃から子どもたちがきちんと自分の意見を憶することなく言える雰囲気、各クラスにあるのだと思ひまして、そこがとても良いと感じました。

野村教育長 今、お2人がおっしゃったように、私も当日、感想をお話したのですが、3カ年の取組だったと聞いていますけれども、やっぱり低学年のうちから人の意見を聞く、それに対して自分の意見を伝える。意見と同時に思いも伝えるという、簡単に言うとそういう訓練をしていったわけで、6年生の語る力の強さを驚くほど感じました。この研究の目標として、国語の基礎学力の定着を図ることが掲げられておりますが、現実に、学力状況調査の結果等を見てもその辺が明確に現れており、いろんな意味で素晴らしい研究成果だなと思ひました。

今後は、この成果をどれだけ共通化できるかがポイントになると思ひておりますので、その部分の取組を進めていく必要があると感じたところがございます。

それでは、最後に次回の会議予定日についてでございます。

平成30年1月12日金曜日、午後2時30分から教育委員会室で開催する予定でよろしいでしょうか。

(「はい」との声あり)

野村教育長 それでは、次回の会議は、1月12日金曜日、午後2時30分から開催いたします。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

これをもちまして、定例会を閉会いたします。

閉 会

午後3時05分 閉会